

広島高速道路公社競争入札等執行委員会設置要領

(平成20年2月12日)

〔沿革〕平成23年3月28日改正

平成28年8月25日改正

平成29年3月29日改正

平成31年3月27日改正

令和2年7月6日改正

令和3年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和5年3月29日 総務部長通達第30号改正

令和6年7月6日 総務部長通達第4号改正

令和7年11月27日 総務部長通達第1号改正

(趣旨)

第1条 この要領は、広島高速道路公社における競争入札及び随意契約を適正に執行するため、広島高速道路公社競争入札等執行委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 委員会の所掌事務は、別表のとおりとする。なお、理事長が特に必要と認めたものを審議する場合には、その都度決定する。

2 委員会に委員長を置き、第一委員会においては理事長を、第二委員会においては理事をもって充てる。

3 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、第一委員会においては副理事長が、第二委員会においては総務部長が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しないものとし、何人も会議の内容を他に漏らしてはならない
(出席の特例)

第4条 委員長は、委員（委員長を含む。）の出席が困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を交互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）による参加を許可することができる。この場合において、委員長は、委員の本人確認や自由な意思表示の確保等を適切に行わなければならない。

2 前項の場合において、オンラインにより参加する委員は、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保することに努め、議事の機密保持や情報セキュリティ対策について適切な措置を講じなければならない。

3 オンラインにより参加する委員は、委員会に出席したものとみなして、この要領の規定を適用する。

(緊急時等の議事の特例)

第5条 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができないときは、持回りの方法により各委員の表決を求めることができる。

2 前項の場合において、第3条の規定の適用については、表決に参加した者を出席したものとみなす。

3 委員長は、災害応急復旧を行う場合その他緊急を要する場合で、持ち回り審議が困難であり、かつ、緊急に議事を決することが必要と認めるときには、第3条の規定にかかわらず、自らの意見をもって、議事を決することができる。

4 委員長は、次に開かれる委員会において、前項の規定により決定された事項について、報告するものとする。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

2 総務部総務課は、必要があるときは、庶務に関する報告を行うことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に当たり必要となる事項については、委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 広島高速道路公社競争入札参加資格審査委員会設置要領（平成10年6月8日）及び広島高速道路公社競争入札参加者等選定委員会設置要領（平成9年9月1日）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この通達は、令和６年７月６日から施行する。

附 則

この通達は、令和７年１２月１日から施行する。

別 表

区分	委 員	所 掌 事 務
第一委員会	理事長 副理事長 理事 総務部長 保全管理部長 企画調査部長 建設部長	委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）に係る競争参加資格者名簿の審査のための参加資格の設定に関すること。 (2) 建設工事等に係る競争参加資格者の名簿の認定及び発注標準の設定に関すること。 (3) 発注方法の選定に関すること。 (4) 次の区分による一般競争入札に係る競争参加条件の設定内容に関すること及び指名競争入札に係る競争参加者の選定に関すること。 1 件当たりの設計金額が5,000万円以上の建設工事 1 件当たりの設計金額が1,000万円以上の業務 1 件当たりの設計金額が700万円以上の物品等 設計金額にかかわらず総合評価落札方式によるもの (5) 上記（4）に係る競争参加資格を有しないことを確認する理由に関すること。 (6) 1 件当たりの設計金額が200万円超の建設工事・業務・物品等で、特命随意契約で執行する場合の契約の相手方及び契約の相手方を1者とする理由に関すること。 ただし、契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定しているものを除く。 (7) 指名停止措置等の要否及び期間の検討に関すること。
第二委員会	理事 総務部長 保全管理部長 企画調査部長 建設部長	委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 次の区分による一般競争入札に係る競争参加条件の設定内容に関すること若しくは随意契約及び指名競争入札に係る競争参加者の選定に関すること。ただし、総合評価落札方式によるものを除く。 1 件当たりの設計金額が50万円超5,000万円未満の建設工事 1 件当たりの設計金額が50万円超1,000万円未満の業務 1 件当たりの設計金額が50万円超700万円未満の物品等 (2) 上記（1）に係る競争参加資格を有しないことを確認する理由に関すること。 (3) 1 件当たりの設計金額が50万円超200万円以下の建設工事・業務・物品等で、特命随意契約で執行する場合の契約の相手方及び契約の相手方を1者とする理由に関すること。 ただし、契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定しているものを除く。